

伊佐市防災情報メール

市は、みなさまにいち早く防災情報をお届けするために、「伊佐市防災情報メール」及び「公式LINE」を昨年10月から新たに導入しています（広報いさ令和3年10月号参照）。市民のみなさまの安心安全に関わる重大な緊急情報（新型コロナウイルス感染症等）をいち早く送信いたしますので、災害や緊急時に備えてメールかLINEの登録をお願いします。



お知らせ「ワイド版」

防災情報メール 登録方法



伊佐市防災情報メール



1 空メールを送信

● t-isa-city@sg-p.jp

サイトにアクセスし、「空メールを送信する」に進み、空メールを送信します。



2 メールが届く

記載された登録用 URL に進みます

3 利用規約に同意

4 配信カテゴリを選択

受信しない配信カテゴリがある場合は、チェックを外し、[確認場面へ] ボタンに進みます

5 入力内容を確認し、登録

登録が完了しますと、登録完了メールが届きます

公式LINE



1 伊佐市を友だち追加

LINE アプリからQRコードを読み取り友だち追加します



2 LINEに通知が届く

記載された登録用 URL に進みます

3 利用規約に同意

4 配信カテゴリを選択

受信しない配信カテゴリがある場合は、チェックを外し、[確認場面へ] ボタンに進みます

5 入力内容を確認し、登録

LINEに登録完了の通知が届きます



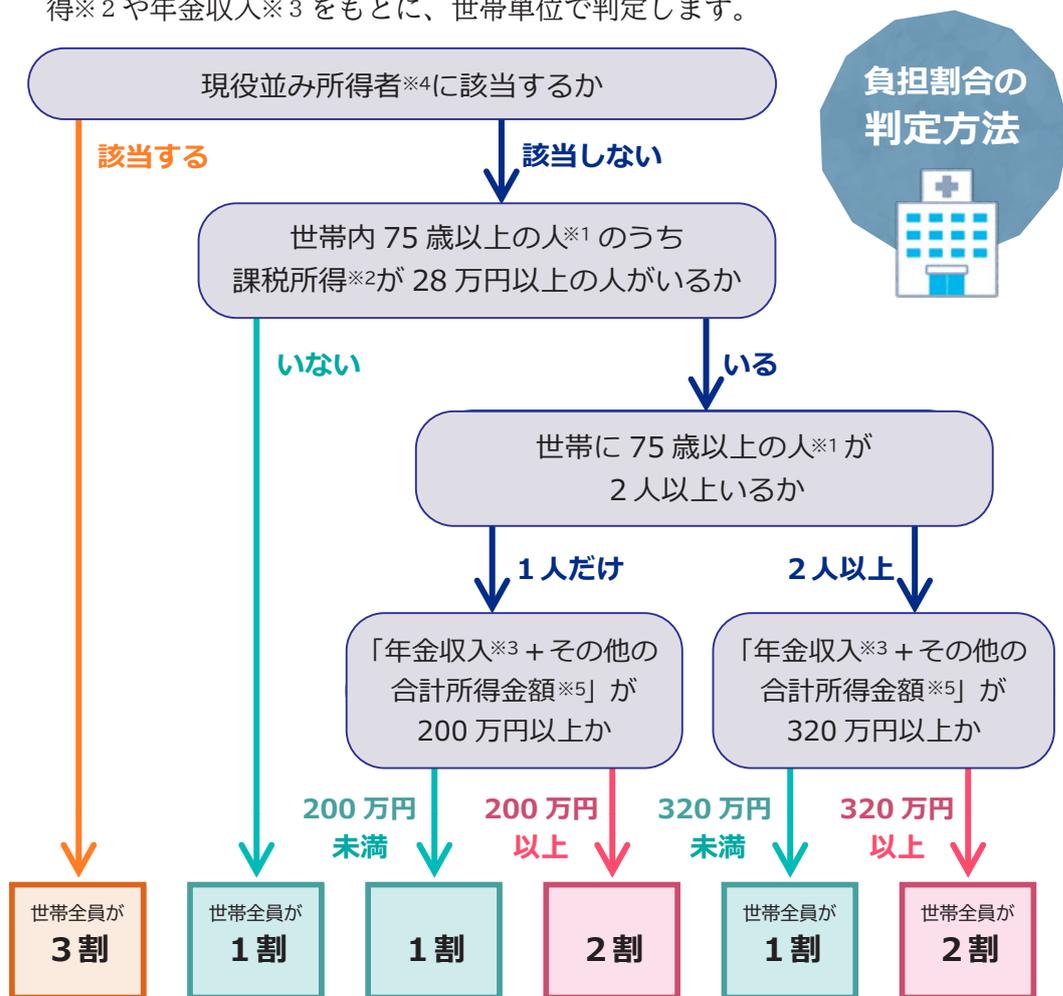
旧・防災メールシステムはシステム使用期間終了となるため、**4月1日以降は配信されません**のでご注意ください。

問い合わせ先 総務課交通消防防災係 内線 1118

伊佐市役所代表電話 ☎23-11311

後期高齢者医療被保険者の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年（令和4年）10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担が**2割**になります。
- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。



※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上の人（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 課税所得 145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。

※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことでです。

● 令和4年度の保険証更新（7月と9月に送付）

令和4年度はすべての被保険者（短期証対象者を除く）に対して、**通常の更新時期である7月と、窓口負担2割が開始される前の9月の計2回、被保険者証を送付します。**

問い合わせ先 保健課健康保険係 内線 1161

新庁舎建設事業について

伊佐市が取り組んでいる新庁舎建設事業は、大規模改修の時期を迎える大口ふれあいセンターや中央公園などの工事と同じ時期に実施することで、全体の事業費の節約を図る計画です。

しかしながら、昨年お知らせした「いよいよ見えてきた『新しい庁舎のカタチ』」(概要)のとおりでは、昨今の資材や人件費の高騰による影響などが大きく、事業費がかさむことが見込まれます。

そのため、そのまま実施設計や建設工事へ進むことはせずに、計画をよりコンパクトにするなどして、いまにかかる経費だけではなく、将来にかかる経費をもっと削減する検討にもう一度トライしてみようと、基本設計を見直すことにしました。現在も、さまざまな角度からの検討を継続中です。

なお、基本的なコンセプトは継承し、新庁舎の場所については、これまでと変わらず大口ふれあいセンターのアトリウム部分を中心に整備します。

見直し後の基本設計(案)が完了次第、市民のみなさまへの説明会を開催し、パブリックコメントも実施します。心待ちにしている方々には申し訳ありませんが、もうしばらくお待ちください。

今後は、令和4年度中に実施設計へ着手し、建設・改修工事などを経て、令和8年度中の完成・移転を見込んでいます。引き続き、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

これからも随時、事業に関するさまざまな情報をお知らせしていきます。もっとお知りになりたい人は、問い合わせ先までお尋ねください。



問い合わせ先 財政課庁舎建設推進係 [内線](#) 1 1 4 6

道路を走るときのルールを守りましょう

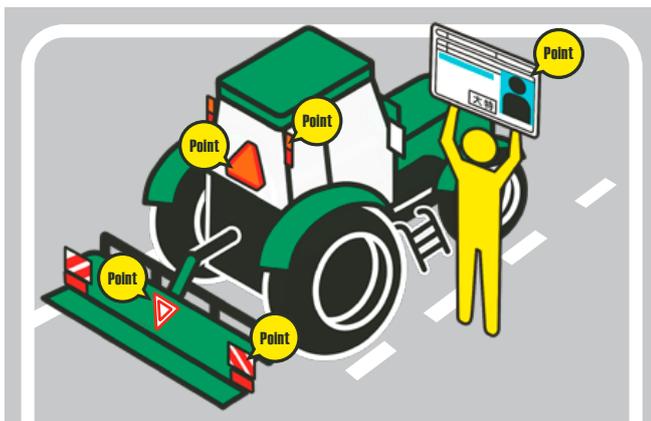
農作業事故における死亡事故要因第1位はトラクタ乗車中の事故です。事故を防ぐためにも法令上のルールを守ることが必要です。作業機を装着・けん引したトラクタが公道を走るためのルールを確認し、安全な公道走行を心がけましょう。

詳しいルールは農林水産省・日本農業機械工業会ホームページをご覧ください。

※広報いさ令和3年10月号参照

問い合わせ先

農政課農業政策係 [内線](#) 2 2 4 6



農林水産省HP



日本農業機械工業会HP

家計急変世帯に対する 臨時特別給付金のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、**家計急変世帯に対して、1世帯当たり10万円**の給付手続きを受け付けています。

対象世帯：家計急変世帯とは

令和3年度の住民税課税世帯で、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が課税されている方全員のそれぞれの年収見込額が、**住民税均等割非課税（相当）水準以下と認められる世帯**です。なお、基準日の翌日以降に同一住所内で世帯分離した場合は、基準日時点の世帯と同一世帯とみなします。

※年収（所得）見込額とは、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を12倍した額をいいます。

※年収見込額 非課税相当額（給与収入の場合）

家族構成例	非課税相当 限度額 (収入額ベース)	1月当たり	非課税相当 限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	93万円以下	77,500円	38万円以下
配偶者や親族（計1人）を扶養している場合	137万8千円以下	114,833円	82万8千円以下
配偶者や親族（計2人）を扶養している場合	168万円以下	140,000円	110万8千円以下
配偶者や親族（計3人）を扶養している場合	209万7千円以下	174,750円	138万8千円以下
配偶者や親族（計4人）を扶養している場合	249万7千円以下	208,083円	166万8千円以下
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204万4千円未満	170,333円	135万円以下

収入が減少したこと
 +
 R3.1以降の任意の1か月収入
 ↓
 ×12月（年収換算）
 ≤

申請方法 ◎給付金を受け取るには申請が必要です

対象者は「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」および「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記載して、次の必要書類を添えて窓口もしくは郵送で申請してください。

※申請書一式は市ホームページからダウンロードもできます。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 収入の減少したことがわかる証明書類（給与明細、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等） 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し
------	--

申請書等配布先・受付窓口 ▶ 福祉課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）

申請期限 **9月30日（金）**

対象世帯に該当するかどうか分からない等、ご不明なところがある場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 福祉課社会福祉係 内線 1267・1268

募 集

農業機械化研修(前期)受講者募集

県立農業大学校で農業機械化研修(大型特殊免許農耕車限定・農業機械士・けん引免許農耕車限定)が開催されます。

研修日程 5月〜7月に養成研修3回、応用研修2回開催

※詳しくはお問い合わせください。

受講料 有料(テキスト代等)

応募条件 お問い合わせください。

※普通運転免許以上必須

申込期限 4月20日(水)

※申込多数の場合は県で選考します。

申込・問い合わせ先

農政課農業政策係 内線 2246

お知らせ

マイナンバーカードの受取り

休日交付窓口を開設

平日にマイナンバー

カードの受取りが困難な人の

ために、休日交付窓口を開設します。



日 時 4月16日(土)
9時〜12時

マイナンバーカードの申請も同時に行います。写真撮影も無料でいきます。まだお持ちでない人、この機会にぜひご利用ください。

どちらか事前予約制になりますので、4月14日(木)までにお電話での予約をお願いします。

問い合わせ先

市民課市民係 内線 1155

地域総務課市民窓口係

内線 2121

伊佐市金山ねぎ面積拡大事業

市は、金山ねぎ

の新規栽培農家を

支援します。

対象者 令和4年度の

金山ねぎ新規栽培農家

対象経費 費用の1/3以内

①種子、苗代(上限30a分)

②ねぎ皮剥機、付属するコンプレッ

サー導入費用(上限20万円)

※①②いずれも初年度1回のみ

補助条件

・伊佐金山ねぎ振興会に加入し、3

年以上継続して金山ねぎを生産すること



①②いずれも市内業者に発注すること

・過去に同事業の補助を受けていない人

・栽培面積が次のとおりであること

①は5a以上 ②は10a以上

問い合わせ先

農政課農業政策係 内線 2247

再生可能エネルギー発電設備の設置を検討されているみなさまへ

「伊佐市再生可能エネルギー発電

設備の設置に関するガイドライン」

を策定し、令和2年4月1日から施行

しています。資源エネルギー庁の

定める事業計画策定ガイドラインと

重ねて、災害の防止、良好な景観の

保全、生活環境の保全を図るための

配慮事項等を示し、地域との良好な

関係が構築されるよう適切な管理を

お願いしています。

再生可能エネルギー発電設備設置

の際は事前届出にご協力をお願いし

ます。

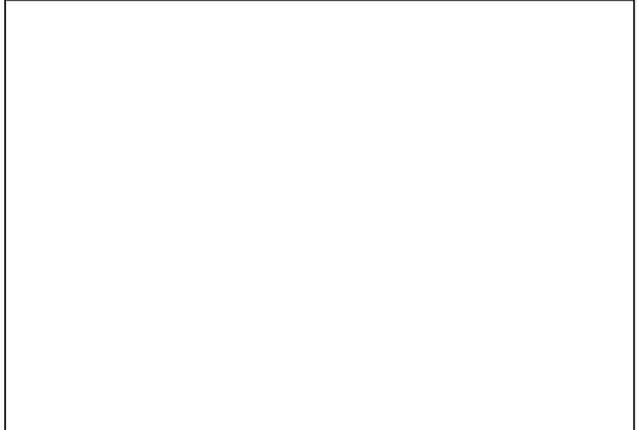
対象となる再生可能エネルギー発電

設備

太陽光、風力、水力、地熱、バイ

オマス

広告



※住宅等の建物上部に設置する発電

設備は対象外

届出の方法

発電事業に係る関係法令等の申

請・届出の前に関係書類を地域振興

課地域資源活用係に届けてくださ

い。詳細については、市ホームペ

ジ(産業・観光・移住定住↓産業↓

商工業)をご確認いただくか、地域

振興課地域資源活用係までお問い合

わせください。

問い合わせ先

地域振興課地域資源活用係

☎23-4113

令和4年度 年金相談 予約制

毎月第2木曜日開催
※8月のみ第2水曜日

加治木年金事務所の
社会保険労務士による
出張年金相談です。



	相談日	相談会場
令和4年	4月14日(木)	伊佐市文化会館小ホール
	5月12日(木)	まごし館
	6月9日(木)	大口元気こころ館
	7月14日(木)	まごし館
	8月10日(水)	大口元気こころ館
	9月8日(木)	まごし館
	10月13日(木)	大口元気こころ館
	11月10日(木)	まごし館
	12月8日(木)	大口元気こころ館
	令和5年	1月12日(木)
2月9日(木)		大口元気こころ館
3月9日(木)		まごし館
相談時間	9時30分～15時30分 ※12時～13時を除く ※最終受付14時20分	

※相談日程は広報いさお知らせ版「伊佐市カレンダー」で毎月お知らせしています。

予約・問い合わせ先

加治木年金事務所お客様相談室

☎0995-62-3511

相談日の1か月前から予約を受け付けています。

※市役所では予約を受け付けていません。

還付金詐欺(うそ電話詐欺)に 要注意!!

市内外で還付金詐欺の事例が急増しており、還付金詐欺の電話で狙われるのは、ほとんどが65歳以上の女性となっています。

還付金詐欺とは、市役所などの職員を名乗って電話をかけ、「介護保険料や医療費の還付金がある」「手続きは今日までなので、ATMで手続きできる」などと言って金融機関

のATMに誘導し、正規の手続きを装ってATMで振込の操作をさせ、犯人の口座にお金を振り込ませる手口をいいます。

市は、税金や保険料などの還付がある場合は必ず文書で通知します。電話で還付金の連絡をすることなく、還付金の手続きのためにATMでの操作をお願いするようなことも絶対ありません。

このような不審な電話があった場合は、決して指示には従わず、すぐ

に電話を切り、市役所や警察署にご相談ください。
問い合わせ先
伊佐市消費生活センター
☎23-1336

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

令和4年4月分から手当額が変更になります。

◆児童扶養手当

ひとり親家庭などの児童の父また

対象児童	支給額	
	全部支給	一部支給
1人の場合	43,070円	10,160円～43,060円
2人目加算	10,170円	5,090円～10,160円
3人目以降加算	6,100円	3,050円～6,090円

◆特別児童扶養手当

法定基準に該当する障がいを持つ

は母(父母に一定の障がいがある場合は、ひとり親家庭でなくても対象となります)、もしくは父母に代わって養育している人に支給されます。支給期間は、対象児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで(障がいのある児童は20歳未満)です。ただし、所得制限があるほか、対象児童が乳児院や児童養護施設等に入所している場合やひとり親家庭であっても事実上婚姻と同様の状態にある場合等は支給されません。一部支給額は、所得額に応じて決まります。

20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わって養育している人に支給されます。

ただし、所得制限があるほか、対象児童が障がいを理由に公的年金の給付を受けている場合や心身障害児施設等に入所している場合は支給されません。

- 支給額** 対象児童1人の場合
- 1級 52、400円
 - 2級 34、900円

◆ひとり親家庭等医療費助成

対象者

○ひとり親家庭の父または母及び児童（父母に一定の障がいがある場合は、ひとり親家庭でなくても対象となります。）

○父母のいない児童

助成期間

対象児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで

※障がいがある児童は20歳未満

助成額

医療機関等の窓口で支払った保険診療分の金額

※所得制限があるほか、ひとり親家庭であっても事実上婚姻と同様の状態にある場合等は対象となりません。なお、事前に受給資格者証

の交付を受ける必要があります。

※非課税世帯の児童については、子ども医療給付が優先（薄ピンク色の「子ども医療給付受給資格者証」をお持ちの人・毎年8月1日に更新）となります。

問い合わせ先

こども課子育て支援係

内線 1217

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

次のとおり高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を実施します。

実施期間 4月1日（金）～

令和5年3月31日（金）

※期限を過ぎると接種費用の助成が受けられません。

実施場所 市内の各医療機関

助成額 3、300円

被接種者1人につき1回助成します。接種料金から市の助成額を差し引いた額を各医療機関にお支払いください（接種料金は医療機関により異なります）。

対象者

対象者①の人へは、予防票を送付します。対象者②の人は問い合わせ先までご連絡ください。

※過去に、自己負担及び市の助成を受けて「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を1回以上接種したことのある人は対象となりません。

対象者①

65歳	昭和32年4月2日から 昭和33年4月1日生まれ
70歳	昭和27年4月2日から 昭和28年4月1日生まれ
75歳	昭和22年4月2日から 昭和23年4月1日生まれ
80歳	昭和17年4月2日から 昭和18年4月1日生まれ
85歳	昭和12年4月2日から 昭和13年4月1日生まれ
90歳	昭和7年4月2日から 昭和8年4月1日生まれ
95歳	昭和2年4月2日から 昭和3年4月1日生まれ
100歳	大正11年4月2日から 大正12年4月1日生まれ

対象者②

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程

度の障がいを有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人

問い合わせ先

保健課健康推進係

内線 1242

伊佐・湧水地区巡回相談

あいらいさ障害者就業・生活支援センターでは、就職の相談や職場での悩みごと、企業の人からの障害者雇用に関する相談など、一緒に解決策を考えていきます。お気軽にご相談ください。

巡回相談日程

4月8日（金）、5月6日（金）、6月3日（金）

受付時間 10時30分～12時

13時～14時

場所 ハローワーク大口2階

参加料 無料

相談を希望する人は、前日までに問い合わせ先へ連絡いただくか、ハローワーク大口にて受付をお願いします。

問い合わせ先

あいらいさ障害者就業・生活支援センター

☎0995-57-5678

子ども会保険にご加入ください

子ども会保険(子ども会安全共済会)は、子ども会活動で起きたけがや賠償責任を補償する保険制度です。申込用紙等は各子ども会育成会長に送付してありますので、必ずご加入ください。なお、申込用紙が育成会長のもとにない場合はお問い合わせ先までご連絡ください。



受付時間 8時30分～17時15分
受付申込・問い合わせ先

伊佐市子ども会育成連絡協議会(菱刈庁舎社会教育課内) ☎261554

危険物取扱者試験

危険物取扱者試験とその試験準備講習会を次のとおり実施します。

○危険物取扱者試験

試験日時 6月11日(土) 10時開始
9時30分集合

試験会場

出水市・始良市・鹿児島市・南九州市・薩摩川内市・鹿屋市・西之表市・奄美市・天城町

試験の種類

▽甲種 危険物取扱者

▽乙種 危険物取扱者(乙種第1～6類)

▽丙種 危険物取扱者

受験願書の申請方法・期間

(1)消防試験センターへ郵送の場合

4月11日(月)～21日(木)

※21日の消印有効

(2)消防試験研究センターホームページ

ジ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>) から申し込む場合

4月8日(金) 9時～18日(月)

17時

※消防本部、南消防署及び各分遣所では受付できません。

○伊佐湧水危険物安全協会主催試験準備講習会

日時 5月29日(日)
9時～17時

場所 菱刈環境改善センター

種別 乙種第4類

受講料 2,700円

※テキスト代含む。

※テキストのみの注文もできます。

受講申込

消防本部・菱刈分遣所・南消防署・吉松分遣所のいずれかに受講料を添えて4月19日(火)までに申込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防

止等の理由により、試験準備講習会は中止する場合があります。

問い合わせ先

伊佐湧水消防組合消防本部予防課危険物係 ☎260119

世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です。

自閉症をはじめとする発達障害の人は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。

これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に係るものです。

また、発達障害がいは、見た目には障がいがあることがわかりにくいいため、行動や態度が誤解されることがあります。

発達障害がいの特徴を知り、正しく理解していただくことが大切です。

問い合わせ先

県庁障害福祉課

☎099-286-2744

広告



広告

